

## 【別紙 1】 参考条例等

- 福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 26 年条例第 95 号)抜粋

### 「基準条例」

#### 第 3 章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第 7 条

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 11 年老企第 22 号)抜粋

### 「解釈通知」

#### 第 2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

#### 3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

～中略～

居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年老企第 36 号)抜粋

### 「留意事項通知」

#### 第 3 居宅介護支援費に関する事項

#### 6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

～中略～

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

※全文は、本市や厚生労働省のホームページ等で御確認ください。